平成２６年（フ）第１１８３６号
東京都江戸川区本一色１丁目34―20―305
債務者　長友　早苗（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　竜行
4　破産債権の届出期間　平成27年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８５０号
千葉県千葉市中央区白旗２丁目20―21―105
債務者　簗瀬　正宏
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古里　健治
4　破産債権の届出期間　平成27年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８６６号
東京都墨田区本所１丁目５―５
債務者　佐藤　幸男
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松　真林
4　破産債権の届出期間　平成27年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８６７号
東京都墨田区本所１丁目５―５
債務者　佐藤ヒロ子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松　真林
4　破産債権の届出期間　平成27年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８６８号
東京都墨田区本所１丁目５―５
債務者　佐藤征一郎
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松　真林
4　破産債権の届出期間　平成27年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９１９号
千葉県市川市国府台５丁目25―23―302　ミキハイム国府台壱番館
債務者　岩佐　智行
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　慎也
4　破産債権の届出期間　平成27年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４００号
新潟市東区神明町９番２号
債務者　結城　一哉
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奈良橋　隆
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安202番地
債務者　中野　　功
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯松梨江子
4　破産債権の届出期間　平成27年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第３５２号
広島県東広島市西条町寺家5025番地　コーポ三宅Ａ号
債務者　神原　笑子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午前11時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７号
北海道小樽市長橋５丁目29番６号、前住所北海道小樽市潮見台２丁目13番５号
債務者　冨田　良二
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　正雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２１８号
三重県四日市市川島町6000番地128
債務者　服部　輝紀
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　龍範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
愛媛県八幡浜市1460番地162　近江屋ビル301号
債務者　河野　勝俊
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第３７９号
滋賀県高島市安曇川町下小川3220―１　特別養護老人ホームふじの里なごみの家、住民票上の住所滋賀県高島市安曇川町常磐木194番地
債務者　八木　清孝
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４９９２号
大阪府東大阪市吉田５丁目１番21号　森内マンション303号
債務者　橋口マユミ
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部